水資源保全地域内の土地取引行為に係る事前届出制について

よくあるご質問

Q	**相続や贈与により、水資源保全地域に指定されている土地に関する権利を取得しました。土地の所有権が移った場合は、すべて届出が必要なのでしょうか。**
A	相続や贈与による取得の際は、届出の必要はありません。 届出が必要なのは、土地の売買契約のほか、譲渡担保、代物弁済、交換、営業譲渡など、所有権、地上権、賃借権等の権利の移転等に対価の授受を伴う契約行為が対象です。 このため、以下のようなものは対象外です。 ・抵当権、不動産質権等の設定、地役権、永小作権、使用貸借権等の移転又は設定 ・贈与、財産分与信託の引受及びその終了、遺産の分割等対価の授受を伴わないもの ・相続、法人の合併等の包括承継である場合、土地収用、時効等の原始取得である場合、土地区画整理法の換地処分、都市再開発法の権利変換、土地改良法の換地処分、予約完結権、買戻権、解除権の行使等 なお、土地取引等の当事者の一方又は双方が国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人などである場合や農地法第３条１項の規定により農業委員会の許可を受けることを要する場合などについても届出不要となっています。

Q	**地方公共団体と土地売買の契約をしますが、届出は必要ですか。**
A	必要ありません。当事者の一方又は双方が国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人などである場合は、届出は必要ありません。

Q	**農地を農業委員会の許可を受け、売却を予定していますが、届出は必要ですか。**
A	必要ありません。農地法第３条第１項の規定により農業委員会の許可を受ける場合は、届出の必要はありません。

Q	**届出をしないと、どうなりますか。**
A	土地取引行為（予約を含みます。）を行う３か月前までに届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、知事が勧告を行います。勧告に従わない場合は、氏名等を公表します。